

雲南市プレミアム付商品券取扱加盟店募集要項

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う非課税者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として実施する雲南市プレミアム付商品券事業において、雲南市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の取扱加盟店を募集します。

1. 商品券の概要

商品券名	雲南市プレミアム付商品券
事業主体（発行者）	雲南市
購入対象者	①令和元年度住民税非課税者 ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除きます。 ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主
1冊当たりの額面	5,000円（500円×10枚綴り）
1冊当たりの販売額	4,000円（プレミアム率25%）
購入対象者数	約10,000人（見込み）
購入限度数	一人につき5冊まで※上記②については、対象となる子どもの数
使用期間	令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで
販売方法	市が交付する購入引換券を指定販売所に提出し、これと引き換えに商品券を購入する。

2 商品券の取扱い

（1）厳守事項

- ア 商品券は、物品の販売、役務の提供等の取引において使用することができます。
- イ 商品券と現金との交換は、できません。
- ウ 使用金額が商品券の額面に満たない場合であっても、つり銭は支払わないでください。
- エ 使用期限を過ぎた商品券は無効ですので、受け取らないでください。
- オ 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して、発行者は責を負いません。

（2）使用対象とならないもの

- ア 現金（電子マネーを含む）との換金、金融機関への預け入れ
- イ 不動産や金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難い出資
- ウ 債務の支払い
- エ 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの

- オ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第2号から5号に規定する営業及び同条第5項に規定する営業への支払い。
- キ 事業活動に伴って使用する原材料、機械類、仕入商品等の購入
- ク 国や地方自治体への支払い及び公共料金等（税金、電気、ガス、水道料金等）
- ケ 特定の宗教・政治団体等に関わるものや公序良俗に反するもの
- コ 商品券の交換又は売買
- サ その他、本商品券の発行趣旨にそぐわないもの
なお、取扱加盟店で、商品券の使用対象外となる商品（特売品など）を定めることができます。

3. 取扱加盟店の資格

雲南市内に事務所または店舗等を有する事業者とし、市内の事業者に限り商品券を使用可能とすることができるものとします。

ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第2号から5号に規定する営業及び同条第5項に規定する営業を行う者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行う者
- (3) 2（2）に記載の取引、商品等のみを取扱う者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札またはせり売りにおいて、公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当するもの及び刑法による強制執行行為妨害等若しくは贈賄、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- (5) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他団体にあって法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (6) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. 取扱加盟店の責務等

- (1) 取扱加盟店であることを明確にするため、別途配布する取扱加盟店明示広報物（表示ラベル等）を使用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。

- (2) 取扱加盟店独自に商品券の使用対象外となる商品を指定した場合には、その旨を明示して下さい。
- (3) 各取扱加盟店に確認用として配布する商品券の見本は、取扱加盟店で商品券を取扱う全ての方に周知して下さい。
- (4) 使用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。プレミアム付商品券は、偽造防止策をしています。偽造防止策が確認できない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市商工振興課（TEL：40-1052）へ報告して下さい。
- (5) 受け取った商品券は再流通させないで下さい。
- (6) 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。
- (7) 商品券を、商品及びサービス等の対価として使用せず、直接換金はしないで下さい。
- (8) 受け取った商品券の保管及び管理には、十分注意して下さい。盗難、紛失、滅失等による損失は、取扱加盟店の責務とします。
- (9) その他、本事業の運営にご協力ください。

5. 商品券の換金

(1) 換金方法

市が指定する金融機関等において手続きを行い、振り込みにより換金します。

市が指定する金融機関に口座がない場合、新たに開設する必要があります。

口座名義については、法人の場合は法人名、個人の場合は代表者氏名が含まれたものに限ります。

（詳細な手続方法は、後日通知します。）

(2) 換金期間

令和元年10月上旬から令和2年4月上旬を予定しています。

ただし、年末年始の換金等については、金融機関の窓口が混雑するため、持ち込み日を別に指定する場合があります。

なお、期間後の換金には一切応じませんので、ご注意ください。

(3) 換金手数料

取扱加盟店が負担する換金手数料は、券面金額の1%に相当する金額（消費税及び地方消費税を含む）を予定しています。

6. 申し込み

(1) 申込方法

申し込みを希望される方は、この「募集要項」の内容に同意の上、「雲南市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、次の提出先に持参又はファックスのいずれかの方法でご提出ください。なお、ファックスの場合は、原本を各自保管しておいてください。

【提出先】※以下のいずれかにご提出ください。

雲南市商工会 (プレミアム付商品券担当)	雲南市三刀屋町三刀屋274-10 電 話 (0854) 45-2405 FAX (0854) 45-2446
雲南市 産業観光部 商工振興課 (プレミアム付商品券担当)	雲南市木次町里方521-1 電 話 (0854) 40-1052 FAX (0854) 40-1059

(2) 申請期間

令和元年7月8日(月)から8月9日(金)まで

(3) 取扱加盟店の登録

お申込みのあった事業者について、市と商工会の審査を経て取扱加盟店として登録し、取扱加盟店情報(店舗名称、地区名等)を「雲南市プレミアム付商品券取扱加盟店」一覧表や市及び商工会のホームページ等へ掲載します。

7. 取扱加盟店の取消し等

この募集要項に違反する行為が認められた場合、登録を取消すことがあります。また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求することがあります。

8. その他の留意事項

この募集要項に記載されていない事項については、必要に応じ協議して定めます。

9. 問い合わせ先

【事業主体】

雲南市 産業観光部 商工振興課
(プレミアム付商品券事業担当)

〒699-1392

雲南市木次町里方521-1

TEL: 0854-40-1052

FAX: 0854-40-1059